

【事案Ⅱ－２】死亡共済金請求

・ 平成 26 年 8 月 29 日 和解解決

<事案の概要>

平成 24 年 11 月に自宅階段から転落し頭部外傷、腰背部を打撲した。その後平成 25 年 1 月に致死性緊張病により死亡したので共済金を請求したところ、共済団体が既往症である統合失調症の再燃による死亡であり階段からの転落を原因とするものではないことを理由に、災害死亡共済金を支払わないことを不服として申し立てがあったものの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に対し生命共済契約に基づく災害死亡共済金 3,000 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件事故について損害保険会社 3 社に請求したところ、同 3 社は「階段から転落したために死亡時期が早まりこの時期に死亡した」と災害による死亡を認め、災害死亡保険金を支払っている。

A 病院の担当医師の病状報告書において、「約 12 年間外来で持病は安定していたのに階段からの転落をきっかけに病状が再燃し致死性緊張症を発症し、死に至った」との記載がある。また、B 病院の担当医師から「検査時、CT や MRI にたとえ異常がなくても、CT や MRI に写らない血の滲みがあり、その血の滲みが原因で後々に吐き気や頭痛が激しくなり、受傷後 1 か月前後で死亡に至ることもある」と説明を受けている。

しかしながら、共済団体は「転落が死亡の直接原因であると証明できない限り支払わない」と災害死亡を否定し災害共済金を支払わないと結論付けた。

- (2) 共済団体は約款・事業規約に基づき査定を行ったというが、契約時の約款に基づき査定したのか疑問である。当該共済契約の約款・事業規約の提示を共済団体に求めたが実物は保管されておらず、電子媒体のみ保管されているという。実物がないにも関わらず、「約款に基づいて」といわれても信用できない。

また、契約当時、共済団体は契約者に約款・事業規約を渡しておらず、契約者は約款を受領していない。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 階段から転落後、B 病院において CT 検査した結果、頭蓋内出血、体幹内膜の

明らかな損傷、骨折等を示唆する他覚的所見は認められなかった。

A病院の担当医師の病状報告書において、「既往症の統合失調症による治療経過があり、約12年間は安定していたが、階段転落をきっかけに病状が再燃し、致死性緊張症を発症したと考えられる」と述べられており、転落後のCT等の他覚的において、特段異常所見が認められないという客観的事実に基づくと、転落そのものに死に至るほどの外力があったとは判断できず、あくまでも転落を契機に統合失調症が再燃し、症状が憎悪したものである。

- (2) 約款・事業規約の現物余部がないことから、当時の約款を電子媒体で管理しているものを送ることで申立人の了承を得た。現物と写しで内容には相違ないことを説明して写しを送った。

<裁定の概要>

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめ、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。